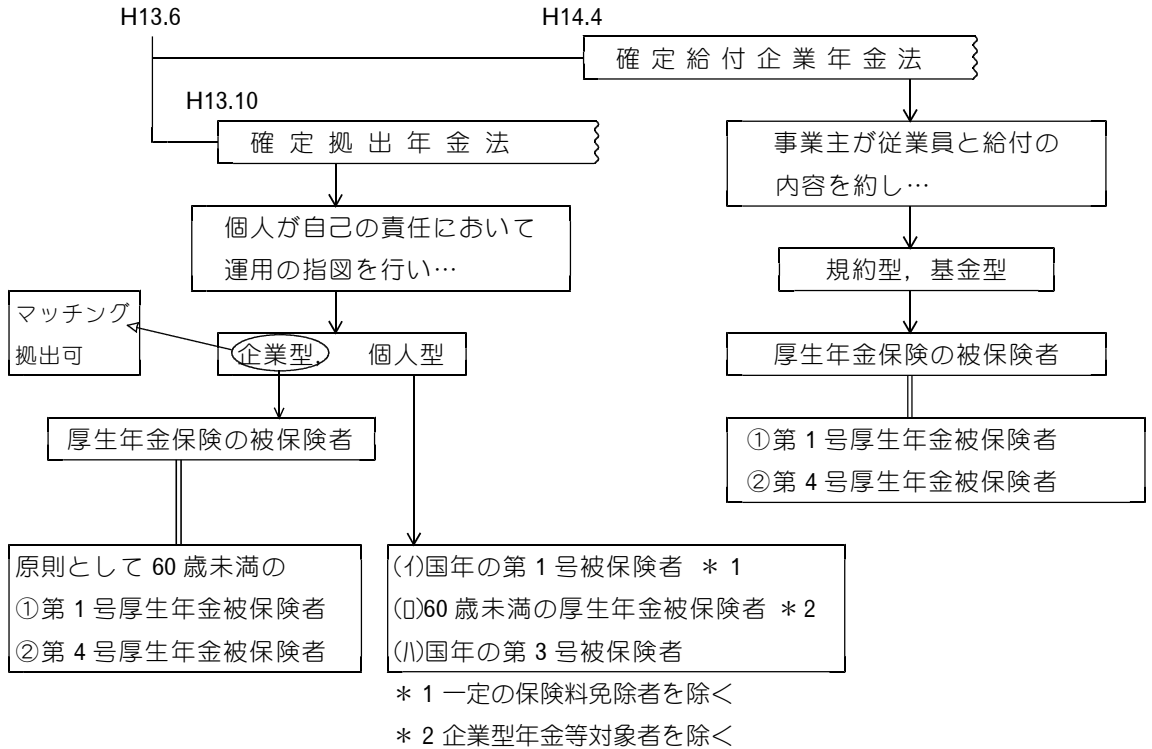


<b>11</b>	<b>確定給付企業年金法</b>	出題年 平 23, 24, 26, 28, 29	<b>18</b> 肢
-----------	------------------	-----------------------------	----------------



**1 目的等**

(1) 沿革

- ・平成 13 年 6 月……確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の制定
- ・平成 13 年 10 月……確定拠出年金法の施行
- ・平成 14 年 4 月……確定給付企業年金法の施行

(2) 目的

確定給付企業年金法は、**少子高齢化の進展、産業構造の変化等**の社会経済情勢の変化にかんがみ、**事業主が従業員と給付の内容を約し**、高齢期において**従業員がその内容に基づいた給付**を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、**国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力**を支援し、もって**公的年金の給付**と相まって**国民の生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。

## 2 実 施

### (1) 組 織

項 目	規約型企業年金	基金型企業年金
実施主体	事業主	基金
実施の手続	事業主が、過半数労組等の同意を得て規約を作成	
	規約について <b>厚生労働大臣の承認</b> を受ける	基金の設立（規模要件は300人以上）について <b>厚生労働大臣の認可</b> を受ける
加 入 者	実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者 ※1～3	
加入者期間	加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月まで	

※1：実施事業所とは、確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所をいう。

※2：厚生年金保険の被保険者とは、厚生年金保険法に規定する①**第1号厚生年金被保険者**（原則70歳未満）、②**第4号厚生年金被保険者**（原則70歳未満）をいう。

※3：基金型企業年金の基金は、実施事業所に使用される加入者（厚生年金保険の被保険者）の資格を取得した者及び実施事業所の事業主をもって組織される。

### (2) 確定給付企業年金の実施

確定給付企業年金は、政令で定める場合を除き、一の厚生年金適用事業所について**一に限り**実施することができる。

### (3) リスク分担型企業年金

「リスク分担型企業年金」とは、事業主が将来の運用リスクに備えて、上積みした固定の掛金（リスク対応掛金）の拠出を行い、運用実績に応じて労使合意等により給付額の増減を調整できるようにすることで、事業主と加入者がリスクを柔軟に分担する仕組みである。

「リスク分担型企業年金」では、運用結果が加入者の給付に反映される可能性があるため、加入者代表が参画する委員会等を設置し、運用の基本方針の作成等に当たって加入者の意見を聴くこととされている。

### 3 給 付

項 目		規約型企業年金	基金型企業年金
裁 定		事業主等（規約型は事業主，基金型は基金）	
給 付	法 定	①老齢給付金（原則として年金で支給，規約により一時金で支給できる） ②脱退一時金	
	任 意	③障害給付金（規約により年金又は一時金として支給する） ④遺族給付金（規約により年金又は一時金として支給する）	
支 給		資産管理運用機関	基 金
年金の支給期間		終身又は5年以上にわたり，毎年1回以上定期的に支給するものでなければならない	

#### (1) 老齢給付金

① 老齢給付金は，加入者又は加入者であった者が，規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなったときに，その者に支給するものとする。

※1：規約で定める要件は，次の支給開始要件を満たすものでなければならない。

(イ) 60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。

(ロ) 50歳以上前記(イ)の支給開始年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること。

※2：規約において，20年を超える加入者期間を支給要件として定めてはならない。

※3：規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には，政令で定める基準に従い規約で定めるところにより，一時金として支給することができる。

② 老齢給付金の受給権は，次の場合に消滅する。

確定給付企業年金	確定拠出年金
(イ)受給権者が死亡したとき	(a)受給権者が死亡したとき
(ロ)老齢給付金の支給期間が終了したとき	(b)障害給付金の受給権者となったとき
(ハ)老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき	(c)個人別管理資産がなくなったとき

#### (2) 脱退一時金

脱退一時金は，加入者が，死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し，かつ，その他の規約で定める要件を満たすこととなったときに支給する。

※：規約において，3年を超える加入者期間を脱退一時金（老齢給付金を受けることができない場合に支給される脱退一時金）の支給要件として定めてはならない。

#### (3) 遺族給付金

① 遺族給付金を受けることができる遺族⇒配偶者，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹のほか，給付対象者（加入者，老齢給付金を受けている者等）の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族のうち，規約で定めるもの

- ② 遺族の順位⇒規約で定めるところによる
- ③ 受給権者が死亡したとき⇒規約で定めるところにより，次順位者に転給可
- (4) 譲渡等の禁止 ⇒ 受給権は，譲渡，担保又は差押え不可  
 ※：老齢給付金，脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利は，国税滞納処分により差押え可
- (5) 公課の禁止 ⇒ **障害給付金**として支給を受けた金銭に公課を課することはできない。

#### 4 掛金・運用

項目	規約型企業年金	基金型企業年金
掛金	事業主が，規約で定めるところにより， <b>年1回以上，定期的に</b> 掛金を拠出しなければならない（加入者も規約により一部を負担できる）	
財政再計算	事業主等は，少なくとも <b>5年ごと</b> に，掛金の額を再計算しなければならない	
積立て	事業主等は，毎事業年度の末日において，給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない	
運用	事業主等は，積立金の運用に関して，運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し，当該基本方針に沿って安全かつ効率的に運用しなければならない（加入者は，積立金の運用を行わない）	

#### 5 企業年金連合会

##### (1) 企業年金連合会

事業主等は，確定給付企業年金の**中途脱退者**及び**終了制度加入者等**に係る**老齢給付金**の支給を共同して行うとともに，**積立金の移換**を円滑に行うため，全国を通じて1個に限り，**企業年金連合会**（「連合会」）を設立することができる。

※1：「中途脱退者」とは，確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって，その者の当該確定給付企業年金の加入者であった期間が**20年に満たないもの**をいう。

※2：「終了制度加入者等」とは，確定給付企業年金の終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。

##### (2) 企業年金連合会の設立

連合会を設立するには，その会員となろうとする**20以上**の事業主等が発起人とならなければならない。発起人は，創立總會の終了後遅滞なく，規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して，**設立の認可**を受けなければならない。

## 6 雑則等

### (1) 統合，合併，分割

項目	規約型企業年金	基金型企业年金
統合，合併	厚生労働大臣の承認⇒統合できる	①代議員の定数の4分の3以上の多数による議決 +②厚生労働大臣の認可⇒合併できる
分割	厚生労働大臣の承認⇒分割できる	①代議員の定数の4分の3以上の多数による議決 +②厚生労働大臣の認可⇒分割できる

### (2) 実施事業所の減少

実施事業所の減少に伴い，他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは，当該減少に係る実施事業所の事業主は，当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を，掛金として一括して拠出しなければならない。

### (3) 業務の委託

事業主等は，政令で定めるところにより，給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集，整理又は分析を含む。）を，信託会社，信託業務を営む金融機関，生命保険会社，農業協同組合連合会，**企業年金連合会**その他の法人に委託することができる。

### (4) 決算報告書の提出

事業主等（確定給付）	毎事業年度終了後4月以内に厚生労働大臣に提出
企業年金連合会（確定給付）	毎事業年度終了後6月以内に厚生労働大臣に提出
全国健康保険協会（健保）	翌事業年度の5月31日までに決算を完結し，当該完結後2月以内に厚生労働大臣に提出し承認を受ける
健康保険組合（健保）	毎年度終了後6月以内に厚生労働大臣に提出
国民年金基金（国年）	当該事業年度終了後6月以内に厚生労働大臣に提出